

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成三十年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十四号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改
正する規則

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則（平成十五年広島県規
則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「第九条第三項から第十項まで」を「第九条第三項から第七項まで及び第九項
から第十一項まで」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。